

株式会社ニチイ学館

重要事項説明書

ニチイケアセンター徳力

TEL : 093-964-6601

2025年 5月 1日

重要事項説明書

記入年月日	2025/5/1
記入者名	柳井 充子
所属・職名	管理者

※ サービス付高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1 事業主体概要

種類	個人 / <u>法人</u>	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃにちいがっかん 株式会社 ニチイ学館	
主たる事務所の所在地	〒 101-8688 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番	
連絡先	電話番号	03-5834-5100
	FAX番号	03-3253-3125
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	http://www.nichiigakkan.co.jp
代表者	氏 名	中川 創太
	職 名	代表取締役
設立年月日	昭和48年8月2日	
主な実施事業	別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) にちいけあせんたーとくりき ニチイケアセンター徳力	
所在地	〒 802-0979 福岡県北九州市小倉南区徳力新町二丁目7番26号	
主な利用交通手段	最寄駅	北九州モノレール徳力公園前
	交通手段と所要時間	徒歩10分
連絡先	電話番号	093-964-6601
	FAX番号	093-964-6702
	メールアドレス	hstk93@nichigakkan.co.jp
	ホームページアドレス	http://www.nichigakkan.co.jp
管理者	氏名	柳井 充子
	職名	管理者
建物の竣工日		平成19年7月31日
有料老人ホーム事業の開始日		平成21年10月1日

(類型) 【表示事項】

1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
③ 住宅型		
4 健康型		
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	
	指定した自治体名	県(市)
	事業所の指定日	年 月 日
	指定の更新日(直近)	年 月 日

3 建物概要

土地	敷地面積	2067.54㎡				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地				
		② 事業者が賃借する土地				
		抵当権の有無	1 あり ② なし			
		契約期間	1 あり (年 月 日 ~ 年 月 日) 2 なし			
	契約の自動更新	① あり 2 なし				
建物	延床面積	全体	1783.02㎡			
		うち、老人ホーム部分	1746.18㎡			
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()				
	構造	1 鉄筋コンクリート造 ② 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		② 事業者が賃借する建物				
		抵当権の設定	① あり 2 なし			
契約期間		① あり (平成19年8月 ~ 平成49年7月) 2 なし				
	契約の自動更新	① あり 2 なし				
居室の状況	居室区分 【表示事項】	① 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最小	人部屋			
	最大	人部屋				
	タイプ1	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	有/無	有/無	18.00㎡	51	介護居室個室	
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一次介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における便房	3ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房	3ヶ所		
	共用浴室	5ヶ所	個室	5ヶ所		
			大浴場	0ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	0ヶ所	チェアー浴	0ヶ所		
			リフト浴	0ヶ所		
			ストレッチャー浴	0ヶ所		
その他 ()			0ヶ所			

	食堂	① あり 2 なし
	入居者や家族が利用できる調理設備	① あり 2 なし
	エレベーター	① あり (車椅子対応) ② あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記1・2に該当しない) 4 なし
消防用設備等	消火器	① あり 2 なし
	自動火災報知設備 (A)	① あり 2 なし
	火災通報設備 (B)	① あり 2 なし
	A, Bの連動	① あり 2 なし
	スプリンクラー	① あり 2 なし
	防火管理者	① あり 2 なし
	防災計画	① あり 2 なし
その他		

(全体の方針)

運営に関する方針	1. 家庭的な雰囲気の中で安心して年齢を重ねていただける高齢者住宅である。住み心地のよさを追求した住空間とコミュニティを育む環境で24時間の安心の見守りを基本サービスとする。 2. 可能な限り自立した生活が送れるようにホームにあっては自立支援をサービスの基本とし、お客様の個人の選択による。外部サービスを施設において受ける。 3. ホームの完結型にならないように関係市町村や他の施設・団体・ボランティア等の福祉サービスを提供する方と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努め地域を生活圏とした社会生活上の便宜を図る。
サービスの提供内容に関する特色	お客様に「喜び・感動・嬉しいサプライズ」を感じていただき、「元気に・ハッピーに」なっていただくことをスタッフ全員の喜び・使命とし常にそれを追求します。また、既成概念にとらわれず、お客様の心地よさを出来る限り追求し、「あきらめないケアを」実践していきます。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 <u>なし</u>
食事の提供	1 自ら実施 2 <u>委託</u> 3 なし
洗濯、掃除等の家事に供与	1 自ら実施 2 委託 3 <u>なし</u>
健康管理の供与	1 <u>自ら実施</u> 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 <u>自ら実施</u> 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 <u>自ら実施</u> 2 委託 3 なし

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① 救急車の手配 ② 入退院の付き添い ③ 通院介助 ④ その他（ ）	
協力医療機関	1	名称	みんなの小倉クリニック
		住所	北九州市小倉南区下城野3-1-26
		診療科目	内科（総合診療）
		協力科目	内科（総合診療）
		協力内容	往診対応、健康指導、医療相談業務、適正な医療機関への紹介等
	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
	3	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	戸畑あすか歯科クリニック
		住所	北九州市戸畑区千防2-1-16
		協力内容	往診対応、健康指導、医療相談業務、適正な医療機関への紹介等

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 ② 介護居室へ移る場合 3 その他 ()	
判断基準の内容	お客様の生活の維持及びホーム運営上支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合、居室を変更する場合があります。	
手続きの内容	①緊急やむを得ない場合を除いて、変更前に一定の観察期間を設ける。 ②ホームの指定する医師の意見を聞く。 ③お客様及びその身元引受人などの同意を得る。	
追加的費用の有無	1 あり ② なし	
居室利用権の取扱い	住み替え後の居室に移行	
前払金償却の調整の有無	1 あり ② なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり ② なし
	便所の変更	1 あり ② なし
	浴室の変更	1 あり ② なし
	洗面所の変更	1 あり ② なし
	台所の変更	1 あり ② なし
	その他の変更	1 あり (変更内容) ② なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項		
契約の解除の内容	入居契約書の規定に基づき、以下のとおり対応します。 1. 次の各号のいずれかの事由に該当する場合、終了するものとします。 (1)第26条に定める解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合 (2)第27条に定める契約解除の意思表示がなされた場合 (3)お客様がお亡くなりになられた場合 2. お客様は、ニチイ学館が次の事項に該当する場合には、第26条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができるものとします。 (1)ニチイ学館が、お客様に対し不法行為を行った場合 (2)ニチイ学館が第9条の守秘義務違反をした場合 (3)ニチイ学館が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合 (4)ニチイ学館が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合 (5)前各号の他、お客様又は身元引受人及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合 3. お客様又は身元引受人は、契約の期間中であっても、ニチイ学館に対し、30日以上前の予告期間を持って書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。	

事業主体から解約を求める場合	解約条項	以下に記載のとおり
	入居契約書の規定に基づき、以下のとおり対応します。 1. ニチイ学館は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が次の事項に該当する場合には、第26条の規定に関わらず本契約を解除することができます。 (1)入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合 (2)お客様による料金の支払いが、正当な理由なく2ヵ月以上遅延し、1ヵ月以上の期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合 (3)お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、故意にニチイ学館並びにホームの介護・介護予防従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、本契約を継続し難い事情が認められる場合	
	解約予告期間	90 日
入居者からの解約予告期間	30 日	
体験入居の内容	① あり (内容：7泊8日77,000円（うち消費税等7,000円） ※ 満室時は非対応。但し、体験入居期間増減については、一日当たり11,000円（うち消費税1,000円）をもって精算することとします。 2 なし	
入居定員	51	人
その他		

5 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数(実人数)			常勤換算 人数 ※1 ※2
	合 計			
		常勤	非常勤	
管理者	1.00人	1.00人		1.00人
生活相談員	0.00人			
直接処遇職員	0.00人			
介護職員	12.00人	8.00人	3.00人	10.00人
看護職員	0.00人			
機能訓練指導員	0.00人			
計画作成担当者	0.00人			
栄養士	0.00人			
調理員	0.00人			
事務員	0.00人			
その他職員	0.00人			
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。 ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合 計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0.00人		
介護福祉士	4.00人	2.00人	2.00人
実務者研修の修了者	2.00人	1.00人	1.00人
初任者研修の修了者	5.00人	5.00人	
介護支援専門員	0.00人		

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合 計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0.00人		
理学療法士	0.00人		
作業療法士	0.00人		
言語聴覚士	0.00人		
柔道整復士	0.00人		
あん摩マッサージ指圧師	0.00人		
はり師	0.00人		
きゅう師	0.00人		

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時45分～ 翌日9時15分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2.00人	2.00人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1以上 b 2 : 1以上 c 2.5 : 1以上 d 3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	: 1以上
※公告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である 有料老人ホームの介護サービス提供 体制 (外部サービス利用型特定施設 以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				1 あり		② なし			
		業務に係る資格等		1 あり							
				資格等の名称							
		② なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数				2							
前年度1年間の退職者数				1							
業務に 応じた 事した 職員の 経年 経験 年数に	1年未満			1							
	1年以上 3年未満			2	1						
	3年以上 5年未満			1							
	5年以上 10年未満			1	1						
	10年以上			3	1						
従業者の健康診断の実施状況					① あり 2 なし						

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	① 利用権方式	
	2 建物賃貸借方式	
利用料金の支払方式 【表示事項】	3 終身建物賃貸借方式	
	1 全額前払い方式	
	2 一部前払い・一部月払い方式	
	③ 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式
		2 一部前払い・一部月払い方式
		3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	1 あり ② なし	
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	① 減額なし	
	2 日割り計算で減額	
	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	諸物価、公共料金等の変動に基づき、改定する事があります。
	手続き	運営懇談会等において十分な説明を行います。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度			
	年齢		歳	歳
居室の状況	床面積		18.0㎡	㎡
	便所		①有 2無	1有 2無
	浴室		1有 ②無	1有 2無
	台所		1有 ②無	1有 2無
入居時点で必要な費用	前払金		0円	円
	敷金		0円	円
月額費用の合計			164870円	円
家賃			60000円	円
サービス費用	特定施設入居者生活介護の費用 ※1		0円	円
	介護保険外 ※2	食費	26160円	円
		管理費	78710円	円
		介護費用	円	円
		光熱水費	管理費に含まれます	円
		その他	円	円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費 用	算定根拠
家賃	家賃
敷金	-
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用施設の維持管理費・水道光熱費・消耗品費・厨房管理費・人件費
食費	3食を月30日召し上がった場合の金額です。欠食の場合は3日前までの申し出により、請求いたしません。朝食194円(うち消費税等14円)昼食329円(うち消費税等24円)夕食349円(うち消費税等25円)。
光熱水費	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間(償却年月数)		ヵ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

※人数は単位の記入不要

性別	男性	12人
	女性	30人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	3人
	75歳以上85歳未満	12人
	85歳以上	27人
要介護度別	自立	1人
	要支援1	1人
	要支援2	2人
	要介護1	15人
	要介護2	13人
	要介護3	6人
	要介護4	3人
	要介護5	1人
入居期間別	6ヶ月未満	8人
	6ヶ月以上1年未満	6人
	1年以上5年未満	22人
	5年以上10年未満	4人
	10年以上15年未満	2人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

※単位の記入不要

平均年齢	87.3歳
入居者数の合計	42人
入居率※	82.40%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

※人数は単位の記入不要

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	1人
	医療機関	2人
	死亡者	6人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	3人
		(解約事由の例) 特別養護老人施設等への転居

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称		ニチイケアセンター徳力（事業所内の苦情受付窓口）
	電話番号		093-964-6601
	対応している時間	平日	9：00～18：00
		土曜	9：00～18：00
		日曜・祝日	9：00～18：00
定休日		なし	
2	窓口の名称		福岡県保健福祉部高齢者福祉課
	電話番号		092-643-3248
	対応している時間	平日	8：30～17：45
		土曜	休み
		日曜・祝日	休み
定休日		土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）	

(設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 賠償責任保険
	2 なし	
設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容)
	2 なし	
入居契約の規定に基づき、対応します。		
1. ニチイ学館は、お客様に対するサービスの提供に伴って、ニチイ学館の責めに帰すべき事由により、お客様又はご家族の生命、身体、財産又は名誉に損害が発生したときは、速やかに損害を賠償します。但し、お客様に過失のあるときはニチイ学館の賠償責任が免除され、又は賠償額が減額されるものとします。 2. ニチイ学館は、ニチイ学館の責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害については、損害を負わないものとします。とりわけ、以下の事由に該当する場合には損害賠償の責を免れます。 (1) お客様及び身元引受人、ご家族その他ご関係者が契約締結時にその疾患及び身体等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合 (2) お客様及び身元引受人、ご家族その他ご関係者が、サービス提供のために必要な事項に関する重要に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害発生した場合 (3) お客様の身体上の素因による急激な体調の変化その他ニチイ学館の提供したサービスを原因としなによる損害が発生した場合 (4) ニチイ学館が第17条第2項の規定により管理することとした金銭を除くお客様の金銭その他の財産ニチイ学館の責めに帰さない事由により紛失した場合 (5) ニチイ学館が、必要なサービス提供のために、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の所を通常的使用方法により使用したにも関わらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合 (6) お客様及び身元引受人、ご家族、その他ご関係者がニチイ学館及びホームの従業員の指示及び依頼で行った行為に起因して損害が発生した場合		

3. お客様又は身元引受人は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の故意又は過失によりホーム 居室又は共同の利益に供する場所の備品について通常の保守及び管理の程度を超える補修等が必要と ときは、その費用を負担するものとします。	
4. お客様又は身元引受人は、前項に定めるものの他、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の 帰すべき事由によりニチイ学館又はホームの従業者もしくは他のお客様の生命、身体、財産又は信用 を及ぼしたときは、その損害賠償の責を追うものとします。	
事故対応及びその予防のための指針	① あり 2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見 箱等利用者の意見等を把握す る取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	☒ ① 入居希望者に公開 ☒ ② 入居希望者に交付 ☐ 3 公開していない
管理規程	☒ ① 入居希望者に公開 ☒ ② 入居希望者に交付 ☐ 3 公開していない
事業収支計画書	☒ ① 入居希望者に公開 ☒ ② 入居希望者に交付 ☐ 3 公開していない
財務諸表の要旨	☒ ① 入居希望者に公開 ☒ ② 入居希望者に交付 ☐ 3 公開していない
財務諸表の原本	☐ 1 入居希望者に公開 ☐ 2 入居希望者に交付 ☒ ③ 公開していない

10 その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年 2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:)	
	② なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし	
	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし	0
有料老人ホーム設置運営指導指針「6 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし	2
合致しない事項がある場合の内容		
「7 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置)	
	2 適合している (将来の改善計画)	
	3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

添付書類 別添1(事業主体が北九州市内で実施する他の介護サービス)

別添2(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

様

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

説明を受けた者の署名

(令和7年 5月1日現在)

別添1

事業主体が北九州市内で実施する他の介護サービス

			設置の状況	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>					
訪問介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター永犬丸	北九州市八幡西区永犬丸3-1-4
			隣接	ニチイケアセンター小倉	北九州市小倉北区木町1-5-6
			隣接	ニチイケアセンター門司	北九州市門司区錦町4番22号
			隣接	ニチイケアセンター小倉南	北九州市小倉南区湯川5丁目8番18号第二平野ビル1F
			隣接	ニチイケアセンター足立	北九州市小倉北区足原1丁目5-9妙見ビル2階203号
			隣接	ニチイケアセンター八幡	北九州市八幡東区西本町3丁目4番25号宮原ビル102号室
			併設	ニチイケアセンター徳力	北九州市小倉南区徳力新町二丁目7番26号
			隣接	ニチイケアセンター大里	北九州市門司区社ノ木1-17-10 コーポランド社ノ木1階
			隣接	ニチイケアセンター早鞆	北九州市門司区清見4-13-6
			隣接	ニチイケアセンター広徳	北九州市小倉南区南方2-5-23
			隣接	ニチイケアセンター戸畑	北九州市戸畑区新池2-6-1-1F
			隣接	ニチイケアセンター下曾根	北九州市田原新町2-4-3-203
			隣接	ニチイケアセンター吉志	北九州市門司区吉志3-1-13 201号
訪問入浴介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター小倉	北九州市小倉北区木町1-5-6
訪問看護	あり	なし			
訪問リハビリテーション	あり	なし			
居宅療養管理指導	あり	なし			
通所介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター永犬丸	北九州市八幡西区永犬丸3-1-4
			隣接	ニチイケアセンター門司	北九州市門司区錦町4番22号
			隣接	ニチイケアセンター早鞆	北九州市門司区清見4-13-6
			隣接	ニチイケアセンター広徳	北九州市小倉南区南方2-5-23
通所リハビリテーション	あり	なし			
短期入所生活介護	あり	なし			
短期入所療養介護	あり	なし			
特定施設入居者生活介護	あり	なし			
福祉用具貸与	あり	なし			
特定福祉用具販売	あり	なし			
<地域密着型サービス>					
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし			
夜間対応型訪問介護	あり	なし			
認知症対応型通所介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター下上津役	北九州市八幡西区下上津役2丁目11番21号
			隣接	ニチイケアセンター北九州神幸	北九州市小倉北区神幸町3番29号
地域密着型通所介護	あり	なし			
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター東田	北九州市八幡東区東田1-3-11
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター東田	北九州市八幡東区東田1-3-11
			隣接	ニチイケアセンター北九州神幸	北九州市小倉北区神幸町3番29号
			隣接	ニチイケアセンター下上津役	北九州市八幡西区下上津役2丁目11番21号
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし			
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし			
居宅介護支援	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター永犬丸	北九州市八幡西区永犬丸3-1-4
			隣接	ニチイケアセンター門司	北九州市門司区錦町4番22号
			隣接	ニチイケアセンター小倉南	北九州市小倉南区湯川5丁目8番18号第二平野ビル1F

<居宅介護予防サービス>

介護予防訪問介護	あり	なし			
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター小倉	北九州市小倉北区木町1-5-6
介護予防訪問看護	あり	なし			
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし			
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし			
介護予防通所介護	あり	なし			
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし			
介護予防短期入所生活介護	あり	なし			
介護予防短期入所療養介護	あり	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし			
介護予防福祉用具貸与	あり	なし			
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし			

<地域密着型介護予防サービス>

介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし			
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター東田	北九州市八幡東区東田1-3-11
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター東田	北九州市八幡東区東田1-3-11
			隣接	ニチイケアセンター北九州神幸	北九州市小倉北区神幸町3番29号
			隣接	ニチイケアセンター上下津役	北九州市八幡西区上下津役2丁目11番21号
介護予防支援	あり	なし			

<介護保険施設>

介護老人福祉施設	あり	なし			
介護老人保健施設	あり	なし			
介護療養型医療施設	あり	なし			
介護医療院	あり	なし			

<介護予防・日常生活総合事業>

訪問型サービス	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター永犬丸	北九州市八幡西区永犬丸3-1-4
			隣接	ニチイケアセンター小倉	北九州市小倉北区木町1-5-6
			隣接	ニチイケアセンター門司	北九州市門司区錦町4番22号
			隣接	ニチイケアセンター小倉南	北九州市小倉南区湯川5丁目8番18号第二平野ビル1F
			隣接	ニチイケアセンター足立	北九州市小倉北区足原1丁目5-9妙見ビル2階203号
			隣接	ニチイケアセンター八幡	北九州市八幡東区西本町3丁目4番25号宮原ビル102号室
			併設	ニチイケアセンター徳力	北九州市小倉南区徳力新町二丁目7番26号
			隣接	ニチイケアセンター大里	北九州市門司区社ノ木1-17-10 コーポランド社ノ木1階
			隣接	ニチイケアセンター早鞆	北九州市門司区清見4-13-6
			隣接	ニチイケアセンター広徳	北九州市小倉南区南方2-5-23
通所型サービス	あり	なし	隣接	ニチイケアセンター永犬丸	北九州市八幡西区永犬丸3-1-4
			隣接	ニチイケアセンター門司	北九州市門司区錦町4番22号
			隣接	ニチイケアセンター早鞆	北九州市門司区清見4-13-6
			隣接	ニチイケアセンター広徳	北九州市小倉南区南方2-5-23
その他の生活支援サービス	あり	なし			

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり	
	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）		個別の利用料で、実施するサービス			備 考
					含有※2	都度※2	料金※3	
介護サービス								
食事介助	なし		なし					
排泄介助・おむつ交換	なし		なし					
おむつ代			なし					
入浴（一般浴）介助・清拭	なし		なし					
特浴介助	なし		なし					
身辺介助（移動・着替え等）	なし		なし					
機能訓練	なし		なし					
通院介助	なし		なし					※付き添いができる範囲を明確化すること
生活サービス								
居室清掃	なし		なし					
リネン交換	なし		なし					
日常の洗濯	なし		なし					
居室配膳・下膳	なし		なし					
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし					
おやつ			なし					
理美容師による理美容サービス			なし					
買い物代行	なし		なし					※利用できる範囲を明確化すること
役所手続き代行	なし		なし					
金銭・貯金管理			なし					
健康管理サービス								
定期健康診断			なし					※回数（年〇回など）を明記すること
健康相談	なし		なし					
生活指導・栄養指導	なし		なし					
服薬支援	なし			あり		〇		日額315円（うち消費税等28円）
生活のリズムの記録（排便・睡眠等）	なし		なし					
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし		なし					
入退院時の同行	なし		なし					※付き添いができる範囲を明確化すること
入院中の洗濯物交換・買い物	なし		なし					
入院中の見舞い訪問	なし		なし					

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に〇を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

別表

有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等のサービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項	表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	利用権方式
	建物賃貸借方式
	終身建物賃貸借方式
利用料の支払方式 （注1、注2）	全額前払い方式
	一部前払い・一部月払い方式
	月払い方式
	選択方式
入居時の要件（右のいずれかを表示）	入居時自立
	入居時要介護
	入居時要支援・要介護
	入居時自立・要支援・要介護

介護保険	北九州市指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。(注3)
	北九州市指定介護保険特定施設 (外部サービス利用型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します(注3)
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分(右のいずれかを表示。 ※には1～4の数値を表示)(注4)	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が全て個室である有料老人ホームです。(注5)
	相部屋あり(※人部屋～※人部屋)	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制 (右のいずれかを表示)(注6)	1. 5 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人(要介護者1.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1.5倍以上の人数です。
	2. 5 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（米に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注7）	有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※ 訪問看護 ※※※※※ 通所介護 ※※※※※	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム利用可 （※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます（注8）

- 注1 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。
- 注2 「前払金方式（従来の一時的金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。
- 注3 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。
- 注4 一般居室は全て個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が 個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けずに一般居室にて介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。
- 注5 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。
- 注6 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5：1以上を満たす場合であっても要介護者が増えた場合に2.5：1程度以上の介護サービスを想定している場合にあつては、2.5：1以上の表示を行うことになります。なお、職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項を第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5：1」「2：1」又は、「2.5：1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員名割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。
- 注7 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合は、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。
- 注8 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。